

「玄米及び精米品質表示基準」見直しの方向性（案）

平成19年7月23日

1．これまでの経緯

- 平成18年12月 第31回共同会議
・問題点・検討項目の説明
- 平成19年 3月 第32回共同会議
・米の農産物検査の説明
・米関係者及び消費者団体からのヒアリング概要(報告)
- 4月 消費者団体との定期情報交換会
- 5月 消費者団体と米関係者との意見交換会

2．見直しの方向性（案）

共同会議での議論及び意見交換会での検討を踏まえると、本件に係る見直しの方向性については、以下のように整理されるのではないか。

検討項目1．包装された玄米、精米のみが、「玄米及び精米品質表示基準」の対象となり、表示事項が義務づけられている

（論点）バラ売りされるものや、事例は少ないが籾については対象外である。それらは生鮮食品品質表示基準に従い表示を行っているが、バラ売りなどについても、「玄米及び精米品質表示基準」の対象とすべきかどうか。

方向性（案）

現行どおりとする。

検討項目 4 . その他 : 精米年月日などの表示について

(論点) 精米年月日を袋詰年月日に見直すべき。

: 精米と玄米の区分について

(論点) 少しでも精白行為を行えば精米としている。

(見た目は玄米の場合もある。)

また、発芽玄米など精白行為以外の加工をしているものは、加工食品としているが見直すべきか。

: 在来の品種の取扱い、赤米、紫黒米、あるいは古代米の取扱い

(論点) 品種登録されていない在来種等は、品種名としてその名称を表示することできない。ただし、商品名として表示することはできるとしているが見直すべき。

方向性 (案)

現行どおりとする。

検討項目 2 . 使用割合を%の単位で表示しなくてはならない。

(論点) 米の農産物検査等検討会で、米の生産において異品種の意図せざる混入は避けられないことから、「100%」等百分率による表示は、異品種の混入がないと認識される可能性があり、消費者に誤認を与えないよう、

単一原料米については「単一原料米」などの表示とする
ブレンド米については割合、比率などの表示とする

との意見があったがどう考えるのが適切か。

方向性 (案)

現行の% (百分率) 表示の義務づけを廃止し、

単一原料米については、「単一原料米」である旨のみを

ブレンド米については、割等

とそれぞれ記載する制度に変更する。

検討項目 3 . 国内産の米の場合、農産物検査を受けた証明があるものしか産地、品種、産年を表示できない

(論点) 農産物検査証明がないと産地、品種、産年について表示することができない。

また、農産物検査の産地品種銘柄に設定されていない品種の場合、検査を受けても品種の証明が得られず、これを表示することができないがどう考えるのが適切か。

方向性(案)

農産物検査と同等の証明方法については、様々な意見があることから、事務局としては精査が必要であると考えており、第34回の共同会議において方向性(案)をお示ししたい。

なお、平成19年5月30日に規制改革会議(内閣府)より、

米の生産、流通、販売等の形態が多様化する中、品種等の表示をするにあたって、農産物検査を必ず受けなければならないという現制度については、DNA鑑定などの活用を含めて改善等を求める意見が様々ある。

また、将来的な広域農業経営や高付加価値商品開発によるブランド化を見据えた場合、従来品種、産地、産年といった表示方法ではなく、技術力のある生産者・生産法人名やブランド名などを表示し、品種や産地に価値を求めずに販売促進を図る経営展開も十分に考えられる。今後の米の消費拡大に向け、米の新たな魅力や可能性を引き出すためにも、農産物検査を前提とした表示制度については、見直しを行うことが重要である。

との答申が出されたところであり、事務局としては幅広い関係者の意見を聞いた上での整理が必要であると考えている。